

地質調査業務委託（榎前地区工業団地）

特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、安城市が実施する「地質調査業務委託（榎前地区工業団地）」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、愛知県建設部発行の「地質・土質調査業務共通仕様書 平成28年10月」（以下「共仕」とする）とする。

なお、共仕のうち本業務に必要なき事項は、適用を除外する。

第2条 業務目的

本業務は、榎前地区工業団地（東工区）の調整池の施工にあたり、現地の地質状況を把握するため調査を行うものである。

第3条 業務内容

1. 機械ボーリング（土質ボーリング）

「共仕」第203条に基づき機械ボーリングを実施するものとする。調査箇所は、後日監督員が指示する2箇所を予定している。また、調査時期は天候不順の場合を除き10月末までに調査を行うものとする。なお、掘進の完了位置は調査前に監督員と協議するとともに、調査完了時には監督員の検尺を受けるものとする。

- ・シルト・粘土 φ66mm L=2m
- ・シルト・粘土 φ86mm L=10m
- ・砂・砂質土 φ66mm L=2m
- ・砂・砂質土 φ86mm L=2m

【補正】

- (1) せん孔深度：50m以下
- (2) せん孔方向：鉛直下方

2. サウンディング

「共仕」第402条に基づき標準貫入試験を実施するものとする。

- ・シルト・粘土 N=12回
- ・砂・砂質土 N=4回

3. 原位置試験

「共仕」第514条に基づき現場透水試験を実施するものとする。

- ・現場透水試験 N=4回

4. 足場仮設

- ・平坦地足場 N=2箇所

5. その他間接調査費

- ・準備及び跡片付け
- ・調査孔閉塞 N=2箇所
- ・給水費 N=2箇所

6. 解析等調査業務

「共仕」第602条に基づき以下の業務を実施するものとする。

- ・資料整理とりまとめ

- ・断面図等の作成
- ・総合解析とりまとめ

第4条 資料の貸与

「共仕」第114条に示す発注者が貸与する資料は以下のとおりとする。受注者は貸与資料が必要なくなった時には速やかに返却することとする。また、資料の貸与を受ける際は、借用書を発注者に提出し、受注者の責任において貸与資料を保管するものとする。

- ・平成28年度 地質調査業務委託（榎前地区工業団地） 成果品
- ・その他、監督員が必要と認めた資料

第5条 提出書類

受注者は、以下に掲げる書類を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

1. 着手時

以下の書類を契約締結後5日以内に提出するものとする。

- ・着手届
- ・工程表
- ・現場代理人・主任技術者届（経歴書添付）

以下の書類を契約締結後15日（土、日、祝日を除く）以内に提出するものとする。

- ・TECRIS（通知書、登録内容確認書）

以下の書類を契約締結後14日以内に提出するものとする。

- ・業務計画書

2. 完了時

本業務が完了したときは、以下の資料を提出するものとする。

- ・完了届
- ・成果品
- ・成果納品書
- ・TECRIS（通知書、登録内容確認書）
- ・その他監督員が必要と認める書類

第6条 打合せ

「共仕」第112条の2の「業務の区切り」は以下のとおりとし、打合せ場所は安城市役所とする。打合せは現場代理人または主任技術者が立ち会うものとする。また、打合せ時に監督員による履行確認を行うものとする。

1. 業務着手時
2. 調査結果報告時、報告書案作成時
3. 成果品納入時
4. その他監督員が必要と認めた時

第7条 業務工程管理

受注者は、契約締結後15日以内に監督員が指示する業務工程管理表を作成し、記載内容等に関し発注者の承諾を得るものとする。また、受注者は業務工程管理表を随時

更新し、業務進捗状況の共有に努めるものとする。

業務工程管理表は、打合せ時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に発注者に提出するものとする。

第8条 照査の実施

1. 受注者は、業務の節目及び業務が完了したときは、その成果について照査を行うものとする。
2. 受注者は、段階毎に照査報告書を取りまとめ、その記録を監督員に提出するものとする。

第9条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。なお、電子成果品は「安城市電子納品運用手順書 平成25年4月：（以下、「手順書」という。）」に基づいて作成するものとする。
2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「手順書」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を提出する。その他資料の提出方法は監督員と協議するものとする。記載なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。
3. 成果品の提出の際には、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出することとする。

第10条 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を完了届とともに提出するものとする。

成果品及び本業務にて作成した資料等は安城市に帰属するものとし、監督員の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

成果品は、「手順書」に基づき作成された電子データを電子媒体（CD-R）で3部提出する。成果品の納入先は、安城市役所産業振興部商工課とする。

成果品は以下のとおりとする。

- ・「共仕」第204条、第403条、第515条、第603条に基づく成果物
- ・打合せ記録簿
- ・照査報告書
- ・収集・調査した資料及び必要と認められる資料
- ・業務報告書
- ・成果納品書

第11条 検査

受注者は、完了検査の際には、成果品及びその他の関係資料等を全て整えておくものとし、現場代理人または主任技術者を検査に立ち合わせるものとする。

第12条 関連法令等の遵守

「共仕」第119条に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

第13条 秘密の保持等

受注者は、「共仕」第131条、第132条に基づき、適切に実施するものとする。

第14条 土地の立入り等

受注者は、「共仕」第117条に基づき、土地の立入りを行うものとし、受注者が第三者の土地に立入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損又は使用困難をきたしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

第15条 安全管理

受注者は、「共仕」第133条に基づき屋外調査時の安全確保に努めるものとする。また、作業を休日または祝日に行う場合は、監督員と協議し了解を得るものとする。

第16条 修補

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

第17条 疑義

現場代理人は、本業務の実施にあたり設計図書等に疑義が生じた場合又は特記仕様書に定めていない事項について、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

以 上